

## 続・保健室報告「集団献血や色覚検査にひそむ問題」

学校の養護教諭は、生徒や教職員の健康を管理するとても重要な職務を持って勤務しています。様々な課題に対して、ほぼ一人職種としての養護教諭は基本的には全て一人での対応とならざるを得ません。前回に引き続き、保健室から見た生徒、教職員の状況についてお二人の養護教諭から聞きました。

**記者：**生徒の多様化が言われて久しいですが、保健室ではどんなことがありますか。

### 八方美人？の養護教諭

**Jさん：**受験でイライラしてペンを投げつけてきた女子もいましたが、ストレスを相当ためていると思います。いじめではないですが、仲違いをしているグループがあり、攻撃している方も攻撃されている方も保健室に相談に来ます。両方の話を聞いている私はどちらの味方にもつきませんが、それって八方美人？ いつの間にか自分が悪者になっていたりして…と思う時もあります。それから前回もカウンセリングの話をしました。カウンセラーが来る日はカウンセリングがたくさん入るので19時を過ぎても情報交換は続き、自分の精神状態によくありません。カウンセリングは嫌ではないのですが、効率化を図ろうと提案したり相談したりしてもなかなかうまくいきません。とにかく保健室はいろいろな問題が持ち込まれ「忙しい」の一言です。

**記者：**忙しいと言えば、県教委への報告書づくりも多忙化に拍車をかけているようですが、どうですか。

### 学校での集団献血には問題がある

**Jさん：**風疹やインフルエンザが流行り出すと学校に調査の指示が下りてきます。調査そのものは重要ですが、風疹のワクチン接種の費用が予算化されるわけでもな

く、調べただけということで、国や県はいわゆるアリバイづくりみたいなものです。

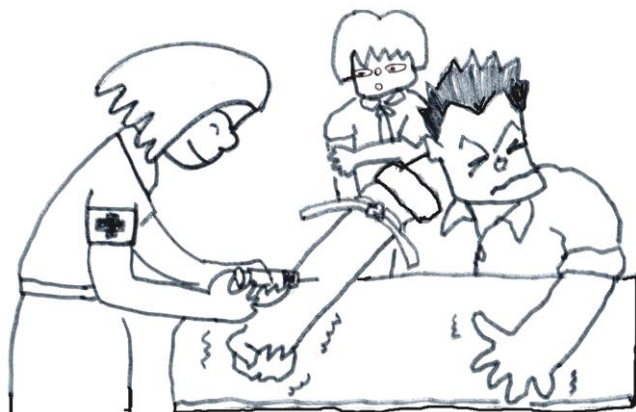
**Iさん：**報告書づくりではありませんが、学校における集団献血には問題があると感じています。若年層の献血離れが進み、10代の献血率を上げるために、日赤は数値目標を明示し、学校における啓発活動の要請や新学習指導要領に献血推進が一層強化される危険性があります。しかし、生徒の実態を間近に見ていると、健康問題を無視して高校生の集団献血を認めることはできません。

**記者：**集団献血は認められないとはどういうことですか。ボランティア精神でつい肯定的に考えてしまいます。学校によっては授業を公欠にしてまで実施していますが、どんな問題があるのでしょうか。

**Iさん：**厚生労働省は「若い世代の献血体験がリピーターにつながる。輸血医療と人命救助について学校での指導も重要だと考える。日赤と協力し、初回献血者への配慮と安全の保持に努めていきたい」と回答していますが、学校管理下でおこなわれる献血について、十分な安全対策が取れるのか、責任の所在が明確にできるのかといった問題もあります。厚生労働省は、高校生の献血時の健康被害の発生状況を把握していません。しかし、実際には採血時の気分不良や貧血、注射針を刺されたことによるショック症状、採血部の疼痛・腫れ・内出血、採血後の指先

のしびれ、神経損傷など、様々な健康被害が出ています。中には受診し治療が必要なケースも出ています。また、献血をした日や翌日に、吐き気や気分不良、頭痛を訴えて保健室に来る生徒もいます。

**記者：**具体例が出されて驚いています。献血について考えを改める必要がありますね。



## 健康な体を作ることが大切

**Iさん：**安易な献血体験による啓発やボランティア精神の喚起ではなく、献血した血液の用途や献血の意義とリスクを理解し、献血できる健康な身体を作ることが学び、主体的に自己決定し自発的な献血ができるようになることが大切だと思います。しかし、日赤や保健所から学校長への強い働きかけがあり、慣例でおこなっている学校には前年度中に強い依頼があり、断りにくい状況があります。また、東日本大震災等もあり、実施を見送ろうと考えていた学校も見直しを検討しているようです。群馬県内の高校76校中、実施している学校は57校(75%)です。2011年度から血液供給量確保のため、男子の400ml献血対象年齢が17歳に引き下げられました。集団献血で17歳以上を安易にかつ強制的に400ml献血の対象としないよう厚生労働省に訴えていくことも必要と考えています。

**記者：**集団献血の問題点がよく分かりました。

このほかにはどんなことがありますか。

## 色覚検査廃止後の新たな課題

**Iさん：**もう一つは色覚検査のことをあげたいと思います。小学4年生を対象におこなわれてきた色覚検査は、社会的な差別につながりやすく、異常があっても生活に支障がないことが多いとの理由で、2003年度に定期健康診断の項目から削除されました。しかし、色覚異常と認識しないまま就職に直面し、初めて色覚異常を指摘され、希望や夢が挫折するといったケースが増えています。過去には、警察官を目指していた生徒が色覚異常に気づかないまま最終試験にのぞみ、そのことが原因で不合格になったり、工業高校出身者が電気関係の職に就けなかったりした事例がありました。2001年の労働安全衛生規則の改正で、雇用時の色覚検査は原則廃止され、国は色覚の違いで採用制限しないよう指導していますが、特殊な学校(航空、船舶、鉄道など)や職業(鉄道、バス、消防、警察)では現在も色覚の制限があります。日本眼科医学会の調査によると、色覚異常の子どもの2人に1人が異常に気づかぬまま進学・就職期を迎え、6人に1人が進路を断念するなどの経験をしていることが分かりました。同会は、「小学校低学年と進学・就職を控えた中学1~2年生に検査をおこなうことが望ましい。学校が保護者に説明し、理解を得た上で希望者のみをおこなうことを提案する」としています。かつて一斉検査で心に傷を負ったという人もあり、希望者への検査の際は工夫が必要ですが、健康診断の改訂は効率優先ではなく、子どもたちの健康を保障する視点で慎重に論議し、改訂の必要性を明確に示すことが求められています。

● **記者：**多岐にわたりいろいろな問題を指摘していただきありがとうございます。